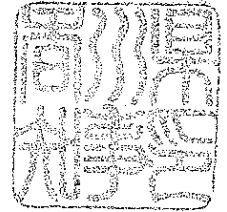


16 環水第 37719 号

平成 16 年 10 月 6 日

経済産業大臣 中川 昭一 殿

香川県知事 真鍋 武紀



坂出發電所 1 号機リプレース計画環境影響評価方法書について

平成 16 年 6 月 1 日付けで四国電力株式会社から送付のあった標記方法書について、同法第 10 条第 1 項及び電気事業法第 46 条の 7 第 1 項の規定により、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べます。

坂出發電所 1 号機リプレイス計画環境影響評価方法書に係る意見書

標記方法書について、環境の保全の見地から意見を有する者の意見及びこれについての四国電力株式会社の見解に配意し、また、関係市町長及び香川県環境影響評価技術審査会の意見を勘案し、慎重に検討した結果は、次のとおりである。

ついては、四国電力株式会社は、この意見を十分考慮の上、調査、予測及び評価を実施する必要がある。

記

1. 全体的事項

(1) 事業計画等について

- ・ 本計画は、坂出發電所 1 号機の使用燃料を重油・コークス炉ガスから天然ガスに転換し、さらに、高効率のコンバインドサイクル発電方式を採用する計画であり、大気質への環境影響の低減、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量の削減が期待されるものである。

このため、地球温暖化防止の観点から、発電効率及び発電電力量あたりの二酸化炭素排出量なども明らかにした上で、二酸化炭素の排出抑制が十分な計画となっているかを検討し、その結果を準備書に記載する必要がある。

- ・ 既設 1 号機電気集じん装置及び煙道の撤去工事、ガスタービン・蒸気タービン・排熱回収ボイラ・発電機等に係る基礎建築工事及び据付工事、並びにガス導管埋設工事などの主要な工事について、それぞれの工事の具体的な内容及び環境への配慮事項を明らかにし、準備書に記載する必要がある。

(2) 予測の手法について

施設の稼働による環境への影響を予測・評価するときの前提条件となる、利用する燃料の種類及び量、発電設備の利用率、並びに年間及び 1 日の稼働パターンについて、発電機毎に明らかにした上で、的確な予測・評価を行い、その結果を準備書に記載する必要がある。

(3) 評価の手法について

方法書に評価の手法として示されている「環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかの検討」に当たっては、複数の案を比較検討するなどし、準備書に分かりやすく記載する必要がある。

2. 個別的事項

(1) 大気環境について

- ・ 排煙脱硝処理装置入口濃度及び処理効率を明らかにした上で、できる限り窒素酸化物排出濃度を低減する技術を採用しているかを適切に評価する必要がある。
- ・ 平成 15 年度の自動車騒音の調査結果によれば、工事中及び運転開始後における通勤、資材等の搬入に使用する主要な輸送経路において、騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度を超過していた地点があることから、交通量などを明らかにした上で、輸送経路の変更も含め、自動車騒音の低減措置を検討する必要がある。

(2) 水環境について

- ・ 復水器からの温排水や一般排水については、計画の実施の前後で量、質ともに変化がないとされているが、できる限り量の削減、水質の改善が行えないかを検討する必要がある。
- ・ 海上輸送の頻度等を明らかにし、必要に応じ影響を予測・評価する必要がある。

(3) 動物、植物について

復水器冷却用海水の取り込み及び温排水による動植物プランクトン及び卵・稚仔への影響をより正確に予測・評価するため、最新の知見も調査した上で、取放水口の近傍における予測・調査地点の追加などについて検討する必要がある。

(4) 人と自然との触れ合い活動の場について

ガス導管埋設工事は、生活道路であり、人と自然との触れ合い活動の場である「瀬戸大橋記念公園」や「沙弥島海水浴場」を往来する道路にガス導管を埋設するものであることから、工事の区間・時期については十分配慮する必要がある。

(5) 廃棄物等について

工事に伴い発生する廃棄物等、特に残土については、極力、有効利用する必要がある。